

仮ナンバーの返却について

貸出期間が終了したときは、仮ナンバーと許可証を速やかに(5日以内に)返却してください。貸出期間の満了日が区役所の閉庁日(土日・祝日等)に該当するときは夜間窓口にご返却ください。

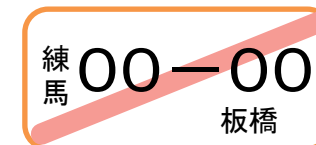
※仮ナンバーの有効期間が満了した日から五日以内に番号票、許可証を返却しないときは、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。(道路運送車両法第108条)

【返却方法等】

区役所 (本庁舎) 貸出分	■ 平日日中の返却窓口・郵送先(問合せ先)
	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 板橋区役所北館3階13番窓口 課税課税務グループ TEL 03-3579-2095
赤塚支所 貸出分	■ 夜間・閉庁日に返却する場合
	夜間窓口をご利用ください。 ・平日夜間返却受付 17:00~22:00 ・閉庁日返却受付 8:30~17:00 ※上記の時間以外は、夜間ポストへ返却してください。
赤塚支所 貸出分	■ 返却窓口・郵送先(問合せ先)、夜間・閉庁日返却場所
	〒175-0092 板橋区赤塚6-38-1 赤塚支所 住民サービス係 TEL 03-3938-5113 ※夜間・閉庁日の返却は赤塚支所1F夜間窓口まで ※詳しくは住民サービス係までお問い合わせください。

自動車臨時運行許可 (仮ナンバー) のご案内

- 自動車臨時運行許可とは
車検の切れている車両(新規に受ける場合含む)の車検証を取得するために、運輸支局等まで臨時で公道の運行を許可するものです。
- 板橋区で貸し出すことができるのは
臨時で運行する経路に板橋区が含まれている場合のみです。
- 貸出日時及び期間、受付場所等について
申請は区内2か所の窓口において、平日に受付いたします。貸出期間は目的や経路から必要最小限の期間となります。手続き、必要書類等については裏面「仮ナンバーの申請について」をご覧ください。



仮ナンバーの申請について

【申請窓口】

■板橋区役所北館3階13番窓口 課税課税務グループ

TEL 03-3579-2095

■赤塚支所1階 住民サービス係

TEL 03-3938-5113

【受付日時】

■平日(年末年始・祝日を除く月～金) 8:30～17:00

※申請は臨時運行の当日もしくは前日から受付します。(但し、運行日前日が区役所の閉庁日の場合は、直前の開庁日から受付します)

【申請に必要なもの】

仮ナンバーを借りる時には必要事項を記入した「自動車臨時運行許可申請書」を提示していただくとともに、書類審査に必要な次の書面を提示してください。

- ① 申請者の印鑑(スタンプ印不可)
※法人の場合は会社印または代表者印
- ② **自動車損害賠償責任保険証明書(必ず原本)**
※仮ナンバーの有効期間翌日まで保険期間のあるものに限る。
- ③ 自動車を確認するための書類で次のうちのいずれか一つ。
 - (a)自動車検査証
 - (b)登録識別情報等通知書(一時抹消登録証明書)
 - (c)自動車検査証返納証明書
 - (d)通関証明書
 - (e)メーカー発行の譲渡証明書
- ④ 申請者の身分証明書(運転免許証など)

【有効期間】

■5日以内 ※目的や経路等から必要最小限の期間

【手数料】

■750円(1回1件につき)

運行上の注意

■ 仮ナンバーは、自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、ワイヤー等で脱落しないよう確実に取り付けてください。2輪は後面に取り付けてください。

■ 許可証は、自動車の運転中、ダッシュボードなど前面の見やすい位置に表示してください。

■ 仮ナンバーの使用は一回限りのもので、許可を受けた自動車、目的、経路及び期間以外に使用することはできません。

※ 不正な手段により許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されることがあります。(道路運送車両法第107条)

■ 運行時は、自賠責保険証明書は必ず携帯してください。

※ 違反すると30万円以下の罰金により処せられます。(自動車損害賠償保障法第88条)

■ 仮ナンバー及び許可証は紛失及び盗難のないようご注意ください。なお、万が一、仮ナンバー及び許可証を紛失したり盗難にあった場合には、ただちに板橋区に連絡して指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出てください。

